

福岡市  
総合評価方式  
実施ガイドライン



平成26年8月



## 目 次

■はじめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 2
1. 総合評価方式とは		
(1) 総合評価方式とは	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 3
(2) 導入の効果	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 4
2. 福岡市の総合評価方式の概要		
(1) 総合評価方式の型式	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 5
(2) 型式と評価項目・配点の関係	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 6
(3) 落札者の決定方式	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 8
(4) 総合評価方式の手続き	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 8
3. 技術評価項目と技術提案書の作成・提出		
(1) 技術評価項目と配点	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 10
(2) 提案項目	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 11
(3) 企業評価項目	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 18
(4) 技術提案書の作成と提出	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 28
4. 中立かつ公正な審査・評価の確保		
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保のために	• • • •	P 29
(2) 公正な評価の確保	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 31
(3) 評価結果の公表	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 34
(4) 評価内容の詳細の開示	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 35
(5) 評価に係る問合せ等	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 36
5. 提案内容の履行義務・保護		
(1) 提案内容の履行義務	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 37
(2) 不履行時のペナルティ	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 37
(3) 提案内容の保護	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 38
(4) 技術者の配置	• • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 38
6. 試行運用について		
一般土木・建築工事における試行運用について	• • • •	P 39
7. その他		
入札公告時に提示する総合評価関連資料について	• • • •	P 40

## ■はじめに

「総合評価方式」は、公共工事の減少等を背景に過度な低価格競争により生じた公共工事の品質低下が懸念される事態を是正するため平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)により、価格に加えて品質を含めた総合的な評価により落札者を決定する入札方式として、全国的に導入が進められています。

本市においては、平成18年度から総合評価方式の試行を始め、平成21年6月から総合評価方式を予定価格3億円以上の工事に本格導入し、その後、平成22年8月からは対象を予定価格2億円以上の工事まで拡大しました。さらに、平成24年2月には、対象を予定価格1億円以上の工事まで拡大しています。

これまでの取り組みにおいて、施工品質の向上のほか、円滑な工事進捗、安全対策の向上など様々な効果が現れており、工事の品質確保に有効であることが確認できています。

本ガイドラインは、本市の総合評価方式について理解を深めていただくため、総合評価方式に関する基本的な取り決めや技術評価基準、具体的な手続きに関する解説として取りまとめました。

総合評価方式は、工事の品質確保に有効であり、導入により様々な効果が現れています。今後も、関係者の意見等を踏まえ、更に総合評価方式を本市に適したより良い制度に育てていきたいと考えています。

本市の総合評価方式の取り組みにご理解とご協力を願いします。

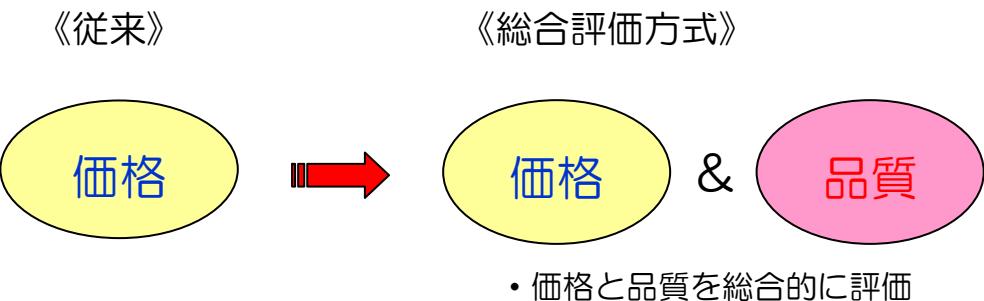
- 本ガイドラインに記載の内容は、平成26年8月1日以降に入札公告する案件に適用していきます。それ以前に入札公告した案件については、従前の基準等によります。

## 1. 総合評価方式とは

### 1-(1) 総合評価方式とは

「総合評価方式」は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)により導入が進められた契約方式です。

通常の契約では、価格のみの比較により落札者を決定しますが、「総合評価方式」では、価格に加えて、品質を含めた総合的な評価により落札者を決定します。



#### ◆ 評価する「品質」

- 「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事そのものの質も含まれます。

また、工事の「品質」を確保するためには、これまで実施した工事の成績や、同種工事の実績、配置予定技術者の能力、あるいは、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要な要素であると考えています。

そこで、「品質」の評価にあたっては、技術提案などの提案のほか、工事成績や同種工事の経験、社会貢献等の取組等についても対象とします。

#### (評価する内容)

- その工事に対する新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案
- 工事の品質・安全管理に係る施工上の提案
- 下請、資材調達に係る地場企業の活用
- 同種工事の施工実績、工事成績等の企業の施工能力
- 配置予定技術者の資格の保有状況、施工経験
- 災害対策協力、本店所在状況等による社会貢献・地域貢献

など

## 1 – (2) 導入の効果

総合評価方式の導入により、以下の効果が期待されます。

### ◆ 導入の効果

- 技術提案等の評価が落札要件となることから、公共工事の品質向上が図られる。
- 技術提案や施工能力等を評価することにより、企業の技術力向上への意欲を高め、ひいては技術力の向上につながる。
- くじ引きによる落札者決定の回避に効果的である。  
(同価格入札の場合、技術評価点の高い入札参加者が落札する)
- 価格と品質という2つの基準で評価するため、より談合防止に効果がある。

など

## 2. 福岡市の総合評価方式の概要

### 2-（1）総合評価方式の型式

総合評価方式においては、工事の特性（規模、技術的工夫の余地等）に応じて、WTO型、I型、II型、III型のいずれかの型式を適用します。

#### ① WTO型

WTO政府調達協定の適用工事を対象とします。海外企業も入札参加するため、過去の実績等を評価する企業評価項目は設定せず、技術提案など当該工事に対する提案により、「品質」の評価を行います。

#### ② I型

工事の規模が比較的大きく、技術的工夫の余地が大きい工事に適用し、技術提案などの提案、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等により、「品質」の評価を行います。

基本的に、予定価格が3億円以上の工事を対象とします。

#### ③ II型

工事の規模が比較的小さく、技術的工夫の余地が比較的小さい工事に適用し、施工上の基本的事項に関する提案、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等により、「品質」の評価を行います。

基本的に、予定価格が1億円以上3億円未満の工事を対象とします。

※ 試行運用については、P39参照

#### ④ III型

工事の規模が小さく、技術的工夫の余地の小さい工事に適用し、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等により、「品質」の評価を行います。

基本的に、予定価格が1億円未満の工事を対象とします。

対象工事に適用する型式は、予定価格により工事規模に応じた区分を基本として選定しますが、工事内容により技術的工夫の余地を考慮し、予定価格による区分とは別の型式を選定する場合があります。

（例えば、予定価格3億円未満であっても、工事内容が複雑で技術的工夫の余地が特に大きい工事であれば、II型ではなく「I型」を適用することができます。）

## 2-(2) 型式と評価項目・配点の関係

### ① 技術評価項目の区分

「品質」の評価項目（以下「技術評価項目」）については、大きく以下のように区分します。

#### ◆ 技術評価項目の区分

##### 【提案項目】

- ・ 技術提案：工事目的物の性能・機能の確保や品質管理、安全管理、周辺環境への配慮等の施工技術に関する提案
- ・ 施工上の提案：工事の品質・安全管理に関する施工上の提案
- ・ 地場企業の活用：下請や資材調達における地場企業の活用に係る提案

##### 【企業評価項目】

- ・ 企業の施工能力：工事成績の実績、同種工事の施工実績など
- ・ 技術者の能力：配置予定技術者の資格の保有状況、施工経験
- ・ 社会貢献・地域貢献：障がい者雇用、災害対策協力、本店所在状況など

### ② 技術評価項目・配点の設定の考え方

各工事の「落札者決定基準」となる技術評価項目や配点の設定の考え方は、以下のとおりです。

#### ◆ 技術評価項目・配点の設定の考え方

- 技術評価項目・配点について、より技術的工夫の余地が大きい大型案件等は、「提案項目」を重視した構成とし、簡易な工事や少額の工事については、「企業評価項目」を重視した構成とします。
- 個別工事の技術評価項目・配点は、学識経験者で構成される「福岡市総合評価技術審査委員会」での審議を経て決定します。

### ③ 各型式と評価項目・配点の関係

各型式の技術評価項目と配点（加算点）を整理すると、以下の表のとおりとなります。

#### ■各型式と評価項目・配点の関係

区 分		技术 評 価 項 目	型 式			
			WTO型	I型	II型	III型
提案項目	技術提案	性能・機能の確保 品質管理、安全管理、 周辺への配慮等の 施工技術に関する提案	○ (提案4問)	○ (提案1～4問)	△	△
	施工上の提案	品質管理、安全管理 に関する施工上の提案	△	△	○ (提案2問)	△
	地場企業の活用	地場企業への下請計画 地場企業からの資材調達計画	○	○	○	○
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績、同種工事の施工実績、 品質管理、安全管理等	△	○	○	○
	技術者の能力	資格の保有状況、 同種工事の施工経験	△	○	○	○
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献、 災害対策協力企業、 本店所在地	△	○	○	○
配点（加算点）			60～62	21.5～55.5	17.5～21.5	11.5～15.5



区 分	予定価格と型式・設問数の基本的な関係			
	WTO適用	3億円以上	1～3億円	1億円未満
一般的な工事	WTO型 提案4問	I型 提案1～3問	II型	III型を基本
技術的工夫の余地が大きい工事		I型 提案2～4問	I型 提案1～2問	

※ 試行運用については、P39参照

- 型式及び設問数は、予定価格及び工事内容（技術的工夫の余地）により、上表のように設定することを基本とします。

## 2-(3) 落札者の決定方法

### ① 総合評価の方法

■ いずれの総合評価の型式(WTO型, I型, II型, III型)においても、除算方式と呼ばれる以下の算式により評価値を算出します。この「評価値」の最も高い者が、落札候補者となります。

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点（標準点+加算点)}}{\text{入札価格}} \times \alpha$$

(※「入札価格」は、入札説明書等に示す「入札金額」と同じ。以下同じ)

- ・ 「標準点」は、入札参加資格及び設計図書等の最低限の要件を満たす入札参加者全てに100点を与える。
- ・ 「加算点」は、「品質」の評価により、型式に応じて0~62点の範囲で加点
- ・ 算出する評価値は小数第4位(5位以下切り捨て)とする。  
また「 $\alpha$ 」は数値調整のための係数であり、以下のとおり
  - ・ 予定価格10億円以上の場合、 $\alpha=1,000,000,000$ (10億)
  - ・ 予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha=100,000,000$ (1億)など

### ② 落札候補者の決定方法

■ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低制限価格以上の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

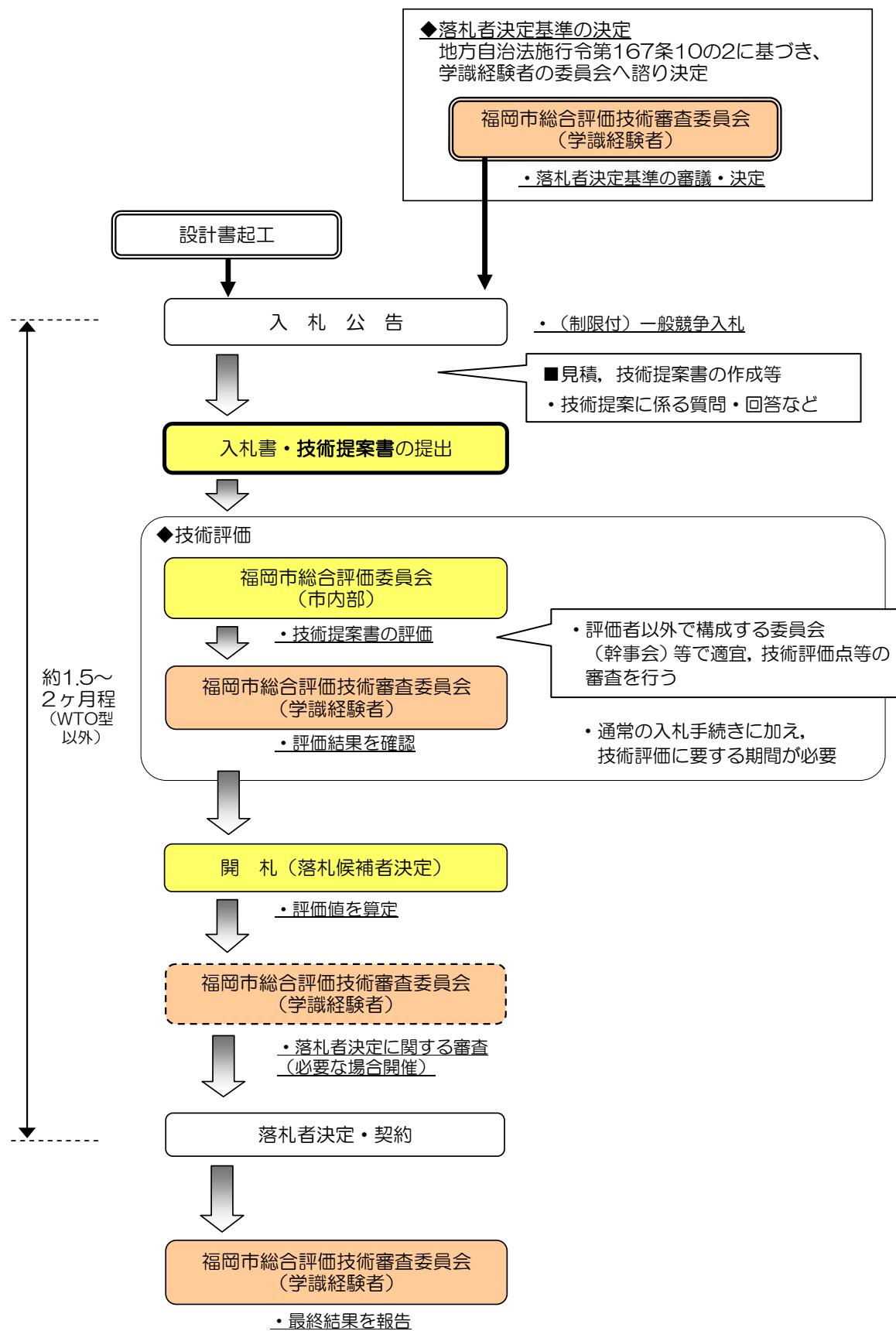
なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

## 2-(4) 総合評価方式の手続き

総合評価方式の契約手続きは、通常の契約手続(一般競争入札)に加え、入札参加者の技術提案等を評価する期間が必要です。

また、入札参加者においても、技術提案書の作成・提出が必要となります。

総合評価方式による契約手続きフローは、以下のとおりです。



### 3. 技術評価項目と技術提案書の作成・提出

### 3-（1）技術評価項目と配点

各型式の「技術評価項目」及び配点は、以下の表を基本としますが、個別工事に係る評価項目・配点は「福岡市総合評価技術審査委員会」（学識経験者）での審議を経て決定します。

## ■技術評価項目一覧（基本）

分類	技術評価項目	型式別配点						掲載箇所					
		WTO型 WTO対象案件		I型 3億円以上を基本		II型 1～3億円未満を基本							
提案項目	技術提案	・性能・機能の確保に関するもの ・品質管理 ・工程管理 ・安全管理 ・周辺環境への配慮 ・その他（施工上配慮すべきこと）  ※上記より各工事で留意すべき事項について設問	○	4問 設問 (1問15点) 60	○	1～4問 設問 (1問10点) 10～40	—	—	P11 (2)①				
	施工上の提案 (品質管理、安全管理)		—		—		○	2問 (1問3点)	—	P11 (2)②			
	地場企業	地場企業への下請計画	△	1	△	1	△	1	△	1	P16 (2)③Ⅰ		
		地場企業からの資材調達計画	△	1	△	1	△	1	△	1	P17 (2)③Ⅱ		
提案項目の配点		小計	60～62	小計	10～42	小計	6～8	小計	0～2	—			
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	—		○	3	○	3	○	3	P19 (3)①i		
		工事成績優良業者の表彰実績	—		○	1	○	1	○	1	P20 (3)①ii		
		同種工事の施工実績	—		○	2	○	2	○	2	P21 (3)①iii		
		受注工件事数 (本市発注工事)	—		△	1	△	1	△	1	P22 (3)①iv		
		品質管理への取り組み (ISO9001取得状況)	—		△	1	△	1	△	1	P22 (3)①v		
		建設業労働災害防止協会加入状況	—		△	1	△	1	△	1	P23 (3)①vi		
	の技術能力者	資格の保有状況 (監理技術者資格の保有期間など)	—		○	1	○	1	○	1	P24 (3)②vii		
		同種工事の施工経験 (現場代理人、主任技術者の経験も含む)	—		○	1	○	1	○	1	P25 (3)②viii		
	社会貢献・地域貢献	障がい者雇用企業 (一定の雇用率達成企業)	—		○	0.5	○	0.5	○	0.5	P26 (3)③ix		
		環境配慮型事業所 (ISO14001、エコアクション21認定)				0.5		0.5		0.5			
		次世代育成・男女共同参画 (行動計画策定・労使協定規定等)				0.5		0.5		0.5			
		災害対策協力企業 (防災活動に関する協定の相手方)	—		△	1	△	1	△	1	P27 (3)③x		
	本店所在地 (本市名簿登載期間で評価)		—		○	1	○	1	○	1	P27 (3)③xi		
必須項目（○）配点			—		10.5		10.5		10.5		—		
選択項目（△）配点／項目数			—		1～3点/4項目		1～3点/4項目		1～3点/4項目		—		
企業評価項目の配点			—		計	11.5 ～ 13.5	計	11.5 ～ 13.5	計	11.5 ～ 13.5	—		
合計			計	60 ～ 62	計	21.5 ～ 55.5	計	17.5 ～ 21.5	計	11.5 ～ 15.5	—		

※1 「○」は必須項目、「△」は選択項目

※1 「○」は必須項目、「△」は選択項目  
※2 試行運用については、P39参照

### 3-（2）提案項目

#### ① 技術提案

技術提案は、「WTO型」及び「I型」で対象となり、1～4問設定します。  
その工事に対する新しい施工方法や施工上の工夫等を求めることにより、  
民間企業の優れた技術力を活用し、工事の品質向上を図ります。

技術評価項目	求める内容	配点	回答様式	
技術提案 (WTO型、 I型で必須)	性能・機能の確保に関するもの	工事目的物の性能・機能を確保するための施工上の工夫 など	WTO型 1問15点  I型 1問10点	様式3
	品質管理	品質管理の実効性を高めるための施工上の工夫 など		
	工程管理	適切な工程管理を図るための施工上の工夫 など		
	安全管理	安全管理を図るための施工上の工夫 など		
	周辺環境への配慮	騒音・粉塵防止のための施工上の工夫 など		
	その他	施工上の想定される課題に対する施工上の工夫 など		

（求める提案の具体例）

- ・コンクリート躯体のひび割れ防止策
- ・下水道推進工法における急曲線部等の確実な施工方法
- ・機器の維持管理性の向上（電気・機械設備など）
- ・施工中の近隣住民への配慮（騒音等の防止策）
- ・施工中の一般交通車両、歩行者等への配慮
- ・関連工事との工程調整など適切な工程管理の方法 など

#### ② 施工上の提案

施工上の提案は、「II型」で対象となります。

公共工事を実施する上で、共通して要求される重要な事項である「品質」や「安全」について、発注者側があらかじめ特定する場面において、「最も注意すべき事項」と「具体的な対応策」を求めることにより、より適切かつ確実な施工を実現し、工事の品質向上を図ります。

技術評価項目	求める内容	配点	回答様式	
施工上の提案 (II型で必須)	品質管理	品質管理について最も注意すべき点と、その対応策	II型 1問3点	様式4
	安全管理	労働災害や公衆災害について最も注意すべき点と、その対応策		

(求める提案の具体例)

- ・「コンクリート工」における品質管理について、工事目的物の品質確保の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策
- ・「掘削工」における安全管理について、労働災害防止の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策
- ・「舗装工」における安全管理について、公衆災害防止の観点から、最も注意すべき事項と、具体的な対応策

上記のように「　」内の場面を特定し、品質や安全に係る提案を求める。

「提案項目」(技術提案・施工上の提案)に関する技術提案書作成上の留意点は、以下のとおりです。

◆ 「提案項目」の提案作成上の留意点（共通）

- 提案が加点対象となる場合、履行義務が発生します。また、提案内容の設計変更は原則として行いません。十分留意の上、提案を行って下さい。

特に、以下のような提案は履行の点で注意が必要です。

  - ・評価のため、無理に工程短縮日数を計上する提案
  - ・入手困難な特殊な資材等を使用する提案
- 設計条件や現場状況等を考慮し、提示される着目点等を踏まえた標準案（設計書・仕様書、関係法令に基づき行うべき内容）を上回る提案（追加提案）を記載して下さい（諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で要確認）。
- 提案内容は、履行の確認ができるものとし、具体的に記載して下さい。
- 標準案に基づき施工を行なう場合、その旨明示して下さい。
- 標準案での施工意思がない場合は、その旨記載して下さい。特に記載がない場合は標準案での施工意思があるものとみなします。
- 技術提案書の評価は、提出者名を伏せて行うため、提案内容に提出者が特定できる内容を記載しないで下さい。記載がある場合、該当箇所を消去し評価するため、本来の評価が得られず、低い評価点となることがあります。

（提案者が特定できる事例）

- ・提案者が特定できる工法名（特許番号なども）等を記載  
(可能な限り一般的な表現を用いる)
- ・提案者が特定できる施工実績（工事名、発注者等）を記載  
(博多湾大橋新設工事（福岡市発注）、などの表現)

上記のほか、WTO型やI型で求める「技術提案」やII型で求める「施工上の提案」においては、それぞれ以下の点に留意して下さい。

◆ 「技術提案」の提案作成上の留意点 (WTO型, I型)

- それぞれの提案については、以下のとおり審査を行います。

- ○ : 追加提案（加点対象。履行義務あり）
- △ : 着目点を踏まえているが、標準案の範囲に留まる  
(加点なし。実施可能)
- - : 着目点を踏まえていない、又は履行の具体性や実現性が  
不明確等 (加点なし。実施可能)
- × : 採用できない (加点なし。実施不可)

提示される着目点を踏まえた追加提案を「〇」とし、加点対象として評価します。設計書・仕様書等との違いを明確に記載して下さい。ただし、工事目的物の基本的な形状、規格等を変えるような過度な提案等は加点対象としません。また、評価にあたっては、履行の確実性を考慮します。

(→ 「〇」(追加提案) としない提案については、P15参照)

- 「〇」を加点対象とし、各入札参加者の提案を相対的に比較し、評価を行います。このため、同じ提案内容であっても入札に参加する工事によって加算点は変わります（加算点は小数第4位四捨五入で算出）。

- 提案数には制限があります (各評価項目で提案数は5つ以内)。明らかに制限数を超えて記載した場合、評価対象とはなりません。

- 参考図面等の補足資料を添付する場合、A3サイズ1枚（片面）まで可能。

補足資料に関しては、特に以下に留意して下さい。

- あくまで技術提案書の補足であり、余分な提案等を書き込まないこと。
- 記載内容は履行対象となるため、実現性等に十分留意すること。
- 規定 (A3で1枚) 以上に添付した場合、当該項目は評価しない。

## ◆ 「施工上の提案」の提案作成上の留意点（Ⅱ型）

### ① 「最も注意すべき事項」について

- 記載内容については、以下のとおり審査を行います。

- ○ : 記載内容が妥当（加点対象）
- × : 記載内容が不適当（加点なし）

提示される条件に基づき、「最も注意すべき事項」について、その理由も含め記載します。記載内容が妥当である場合は「○」、提示条件に基づいてない場合など、不適当である場合は「×」となります。

- 「○」の場合、加点評価し、加算点1点を付与

### ② 「具体的な対応策」について

- ①で記載した「最も注意すべき事項」を踏まえた「具体的な対応策」を記載します。それぞれの提案については、以下のとおり審査を行います。

- ○ : 追加提案（加点対象。履行義務あり）
- △ : 「最も注意すべき事項」を踏まえているが、標準案の範囲に留まる提案（加点対象。履行義務あり）
- - : 「最も注意すべき事項」が不適当、又は「最も注意すべき事項」を踏まえていない、又は履行の具体性や実現性が不明確等（加点なし。実施可能）
- × : 採用できない（加点なし。実施不可）

- 「具体的な対応策」について「最も注意すべき事項」を踏まえた追加提案を「○」、「最も注意すべき事項」を踏まえているが標準案の範囲に留まる提案を「△」とし、それぞれ加点対象として評価します。

（→ 「○」（追加提案）としない提案については、P15参照）

- 「○」の場合、加算点2点、「△」の場合、加算点1点を付与

- 「最も注意すべき事項」が不適当であった場合や、「最も注意すべき事項」を踏まえていない提案、又は提案の具体性や実現性が不明確な提案は「-」とし、現場条件等により採用できない提案は「×」として評価します。

### （①、②共通）

- 記載数と文字数には制限があります（①、②とも1つずつ記載。文字数など詳細は技術提案提出説明書による）。明らかに制限数を超えて提案等した場合、評価対象としない（-や×）等の取り扱いとなります。

（提案数、文字数の超過に注意）

## ■ 「追加提案」としない提案について

以下のような提案は、追加提案として評価しません。提案書作成の際は十分留意して下さい。

### ■ 「追加提案」としない提案（例）

#### 1. 工事目的物を変える等の過度な提案

- ・図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案
- ・過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

#### 2. 履行の具体性や実現性が不明確な提案

- ・「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- ・提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第3者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- ・表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案。

#### 3. 標準的な対応に留まる提案

- ・設計図書（設計書、仕様書など）に示された内容と同等の提案
- ・関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- ・一般的な法令・規則の遵守に関する提案（飲酒運転やポイ捨て禁止など）

#### 4. 提案の条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- ・着目点を踏まえていない提案
- ・提案の制限数を超える提案
- ・所定の記載欄以外に記載されている提案（補足資料中の提案など）
- ・現場条件等により採用できない提案

### ③ 地場企業の活用

地場企業の活用は、全ての型式で対象となる、選択評価項目となります。2つの項目からなり、下請や資材調達において、地場企業の活用を促すための評価項目となります。

区分	適用	技術評価項目	配点
			各型式 共通
地場企業 の活用	選択	I. 地場企業への下請計画	1
		II. 地場企業からの資材調達計画	1

下請計画や資材調達計画に関し提案を受け、評価を行います。また、技術提案等と同様、提案内容に関しては履行義務があります。

#### I. 地場企業への下請計画

工事契約予定額に占める、地場外企業への下請額の割合が低い者を優位に評価します。

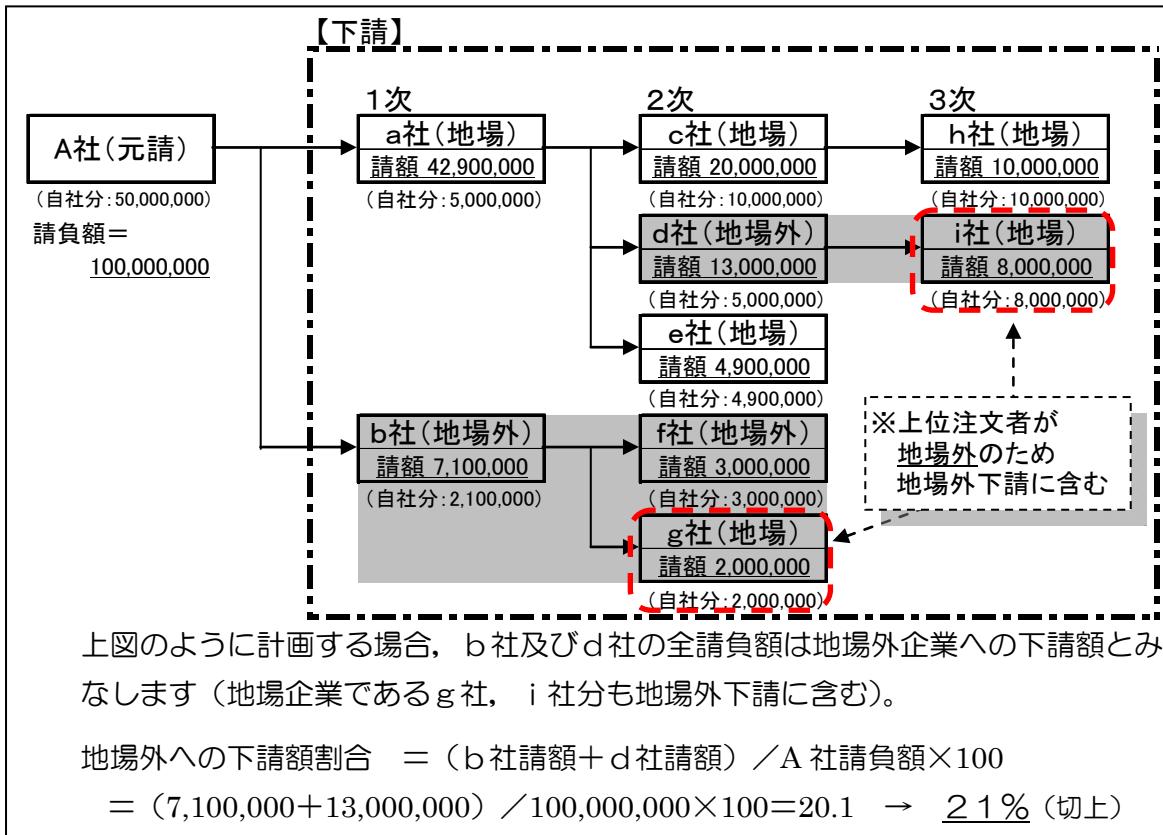
評価 項目	評価内容	配点	配点区分	適用 回答様式
地 下 場 請 企 計 業 画 へ の	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該工事において、請負予定額に占める地場外への下請予定額の割合（整数止め。小数点以下を切上）が低い者から下記のとおり段階的に評価</li> </ul> <p>地場外への下請額割合＝  <math>(\text{地場外への下請予定額}) / \text{工事請負予定額} \times 100 (\%)</math></p> <p>A : 0%から2%以下  B : 2%を超え5%以下  C : 5%を超え10%以下  D : 10%を超え15%以下  E : 15%を超え20%以下  F : 20%を超えるもの</p>	全型式 1点	【6段階】  配点の重み  A : 1.00 B : 0.80 C : 0.60 D : 0.40 E : 0.20 F : 0.00	選択  様式6-1

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 上記「地場外への下請予定額割合」を提示していただき、その割合に応じ、加点評価します。
- 加点評価された場合、落札者となった者は、提示した「地場外への下請予定額割合」以内で履行しなければなりません。不履行の場合、技術提案等と同様、ペナルティが発生します。
- 元請（JV の場合、構成員を含む）が地場外であっても、自社施工分は「地場外への下請予定額」には含みません。
- 例えば、A 工事を一次下請として地場外企業が受注し、その一部を地場企業が二次下請として受注しても、上位注文者が地場外企業であるため、この場合、A 工事は全て地場外企業への下請額とみなします（次ページ参照）。

## 〈地場外への下請額割合の算出事例〉



## II. 地場企業からの資材調達計画

各工事の主な工事資材の内、あらかじめ指定する資材を地場企業から調達する場合、評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
地場企業からの 資材調達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該工事において、指定する工事資材について、地場企業が製造した資材を使用する場合、評価</li> </ul> A : 指定資材について、全て地場企業の製造資材を使用 E : それ以外	全型式 1点	【2段階】 配点の重み A : 1.00 E : 0.00	選択 様式6-2

### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- あらかじめ指定する工事資材について、全てを地場企業（市内に本店）が製造した資材を使用すると計画した場合、加点評価します。ただし、商社等を通じ調達する場合は、商社等が地場企業であり、かつ、対象資材が地場企業により製造されていれば加点対象となります。
- 加点評価された場合、落札者となった者には履行義務が生じます。不履行の場合は、技術提案等と同様、ペナルティが発生します。

### 3-（3）企業評価項目

企業評価項目は、WTO型を除く全ての型式で対象となります。

「企業の施工能力」、「技術者の能力」、「社会貢献・地域貢献」において、定量的に入札参加者の技術的能力を評価し、工事の品質向上を図ります。

#### ◆ 評価項目の内容

- 企業評価項目は、大きく3つに区分されます。
  - ① 工事成績の実績、同種工事の施工実績などによる「企業の施工能力」
  - ② 配置予定技術者の資格の保有状況、施工経験による「技術者の能力」
  - ③ 障がい者雇用、災害対策協力、本店所在状況などによる「社会貢献・地域貢献」

各評価項目の加算点は、小数第4位四捨五入で算出します。

なお、以下に各評価項目の留意点等を記載しています、評価基準などの諸条件については、各工事の入札公告時に示される「技術提案書提出説明書」を十分確認して下さい。

#### ① 企業の施工能力

「企業の施工能力」に関する評価項目は、6項目からなり、必須項目（WTO型除く。他の企業評価項目も同じ）が3項目、選択項目が3項目となっています。

区分	適用	技術評価項目	配点
			各型式 共通
企業の 施工能力	必須	i. 工事成績の実績	3
		ii. 工事成績優良業者の表彰実績	1
		iii. 同種工事の施工実績	2
	選択	iv. 受注工事件数	1
		v. 品質管理への取り組み	1
		vi. 建設業労働災害防止協会加入状況	1

- 「選択」項目より、1～2問選択

## i. 工事成績の実績

一定期間内の福岡市発注工事（一部公社発注工事含む）において、同一業種で工事成績評定の良い者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
工事成績の実績	<p>・一定期間内の同一業種の工事において、本市が通知した任意3件の工事成績評定の平均点（小数3位四捨五入）を算出し、下記のとおり評価。 A：平均80点以上</p> <p>※平均65点超～80点未満は下記算出式により評価 加算点＝配点×（平均点－65）／15</p> <p>E：65点以下または実績無し (JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</p> <p>〈評価対象〉 ・入札公告日の10年前の日が属する年度の4月1日から入札公告日前日までに本市より工事成績評定通知書を交付（通知日基準）された工事（同条件の公社工事も含む） ・同一業種とは、入札公告をもって示した登録業種をいう。</p>	全型式 3点	配点の重み A：1.00 ～ 算出式 により評価 ～ E：0.00	必須 様式7-1

### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・対象工事の業種を限定しておりますので、ご注意下さい。例えば、建築工事の案件であれば、過去の建築工事の実績しか対象となりません。
- ・一般土木と管2種は、同一業種として取扱い評価を行います。
- ・管と管1種は、別業種として取扱い評価を行います。
- ・過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。
- ・対象となる業種の工事成績の実績が3件未満の場合、該当分を全て記載して下さい。その場合、該当分の平均点で評価します。
- ・評価対象期間が入札公告日の前日までとなっておりますので、毎回、「工事成績評定通知書の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・対象外である業種の工事の記載
- ・提出が3件未満であって他に工事実績があることが判明した場合
- ・「工事成績評定通知書の写し」の添付漏れ等

## ii. 工事成績優良業者の表彰実績

一定期間内の福岡市発注工事（一部公社発注工事含む）において、同一業種で「福岡市工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
工事成績優良業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間内の同一業種の工事において、「福岡市工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価 A：表彰対象者 E：該当しない</li> <li>(JVの場合)           <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li> </ul> </li> <li>〈評価対象〉           <ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告日前日までの2年間に、本市より工事成績優良業者として表彰の対象である旨通知（同通知後、表彰の取り消しを通知されたものは除く）された工事（同条件の公社工事も含む）。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価対象としない。</li> <li>同一業種とは、入札公告をもって示した登録業種をいう。</li> </ul> </li> </ul>	全型式 1点	【2段階】 配点の重み A：1.00 E：0.00	必須 様式7-2

### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 対象期間内に「福岡市工事成績優良業者表彰要綱」に基づき、表彰の対象である旨、通知を受けた工事を対象とします。通知を受けても、その後、表彰対象から外れた工事は除きます。
- 表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に、競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価対象となりません。
- 対象工事の業種を限定しておりますので、ご注意下さい。例えば、建築工事の案件であれば、過去の建築工事の実績しか対象となりません。
- 一般土木と管2種は、同一業種として取扱い評価を行います。
- 管と管1種は、別業種として取扱い評価を行います。
- 過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。
- 本市からの「表彰の対象である旨の通知の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- 対象外である業種の表彰実績の記載
- 「表彰の対象である旨の通知の写し」の添付漏れ 等

### iii. 同種工事の施工実績

一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
同種工事実績の 評価項目	<ul style="list-style-type: none"><li>一定期間内における、工事毎に設定する同種工事の施工実績により3段階評価<ul style="list-style-type: none"><li>A : 2件以上の実績有り</li><li>C : 1件の実績有り</li><li>E : 実績無し</li></ul></li><li>(JVの場合)<ul style="list-style-type: none"><li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li></ul></li><li>〈評価対象〉<ul style="list-style-type: none"><li>CORINS登録工事を基本とし、前年度までの10年間及び当該年度の入札公告日前日迄に完成した工事が対象</li></ul></li></ul>	全型式 2点	【3段階】 配点の重み A : 1.00 C : 0.50 E : 0.00	必須 様式8

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 工事毎に設定される同種工事の条件を満足するCORINS登録工事が対象です。
- 本市工事に限らず他官庁等の工事も対象に含まれます。また、過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます
- 同種工事の条件を満足することを確認できるCORINSの工事カルテの該当箇所の写し、またはCORINSの工事カルテで確認できない場合は、CORINSの工事カルテの写し、及び別途確認できる資料（契約図書において、同種工事であることが分かる設計書・図面等の写しなど）の添付が必要です。

以下に該当する場合、当該工事の実績は無いものとみなす、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。

- CORINSの写しが無い場合
- CORINSの工事カルテまたは別途資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合
- 対象外の工事が記載されている場合 等

#### iv. 受注工事件数

一定期間内の受注実績の少ない者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
受注工事件数	<ul style="list-style-type: none"><li>一定期間内の本市発注工事（公社を含む場合あり）の契約件数（工事毎に設定）により、2段階評価（特に頻度の高い業種は3段階）<ul style="list-style-type: none"><li>A : 契約無し</li><li>(C : 契約1件)</li><li>E : 契約1件以上（2件以上）</li></ul></li><li>（JVの場合）<ul style="list-style-type: none"><li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li></ul></li></ul> <p>〈評価対象〉<ul style="list-style-type: none"><li>入札公告日直前の1年間に契約した当該登録業種の工事（案件によっては別途設定。特命随意契約、単価契約除く）</li></ul></p>	全型式 1点	<p>【2(3) 段階】</p> <p>配点の重み A : 1.00 (C : 0.50) E : 0.00</p>	選択 様式9

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 対象工事は、個別工事の「入札説明書（個別事項）」の「手持ち工事」または「落札状況」で指定する工事です。工事により対象が異なりますので、入札公告時に確認して下さい。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- 記載漏れが判明した場合 等

#### v. 品質管理への取り組み

「ISO9001」の取得のある者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
品質管理への取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>公告日時点における、ISO9001の取得の有無により2段階評価<ul style="list-style-type: none"><li>A : 取得有り</li><li>E : 取得無し</li></ul></li><li>（JVの場合）<ul style="list-style-type: none"><li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li></ul></li></ul>	全型式 1点	<p>【2段階】</p> <p>配点の重み A : 1.00 E : 0.00</p>	選択 様式10-1

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ISO9001の「認証書（登録証）の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ISO9001の「認証書（登録証）の写し」の添付漏れ
- 有効期限が切れている場合
- 取得の事実が確認できない場合 等

#### vi. 建設業労働災害防止協会加入状況

建設業労働災害防止協会への加入者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
災 加害設 入防業 状止業 況協労 働會	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度4月1日から入札公告日前日迄の間における、建設業労働災害防止協会への加入状況により2段階評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>A：加入</li> <li>E：未加入</li> </ul> </li> </ul> <p>(JVの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li> </ul>	全型式 1点	【2段階】 配点の重み A : 1.00 E : 0.00	選択 様式 10-2

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 建設業労働災害防止協会が発行する「加入証明の写し」の添付が必要です。  
(当該年度に加入した日付、もしくは当該年度に加入している旨を証明した日付が必要となります。)

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- 「加入証明の写し」の添付漏れ
- 加入の事実を確認できない場合
- 事実と異なる記載が判明した場合 等

## ② 技術者の能力

「技術者の能力」に関する評価項目は、必須項目2項目からなり、2項目あわせて配置予定技術者の能力を評価します。

区分	適用	技術評価項目	配点
技術者の能力	必須	vii. 資格の保有状況	各型式共通
		viii. 同種工事の施工経験	1

配置予定技術者は、最大3名まで提示することが出来ますが、技術者ごとに、「vii. 資格の保有状況」と「viii. 同種工事の施工経験」をあわせた評価を行い、最も低い技術者の加算点を採用します。

また、落札者となった場合、工事に配置する技術者は、提示した技術者の中から必ず配置しなければなりません。

### vii. 資格の保有状況

資格の保有期間が長い技術者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
資格の保有状況	<p>・入札者が提示する配置予定技術者（最大3人まで提示可）の監理技術者資格者証の保有期間（公告日時点）により3段階で評価。複数名を提示した場合、「同種工事の施工経験」とあわせ最も評価が低い技術者の加算点とする。</p> <p>A : 5年以上保有 C : 3年以上保有 E : それ以外</p>	全型式 1点	【3段階】 配点の重み A : 1.00 C : 0.50 E : 0.00	必須 様式11

### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 「資格者証の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 「資格者証の写し」の添付漏れ
- ・ 資格の保有期間が確認できない場合
- ・ 事実と異なる記載が判明した場合 等

### viii. 同種工事の施工経験

同種工事の施工経験を有する技術者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
同種工事の施工経験の	<ul style="list-style-type: none"><li>入札者が提示する配置予定技術者（最大3人まで提示可）の一定期間内の同種工事（期間、対象は企業の施工能力での同種工事と同じ）の監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験の有無により2段階評価。複数名を提示した場合、「資格の保有状況」とあわせ最も評価が低い技術者の加算点とする</li><li>A：施工経験有り E：施工経験無し</li></ul>	全型式 1点	【2段階】 配点の重み A : 1.00 E : 0.00	必須 様式11

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 工事毎に設定される同種工事の条件を満足するCORINS登録工事が対象です。
- 本市工事に限らず他官庁等の工事も対象に含まれます。また、過去のJV工事における構成員の実績も対象に含まれます。同種工事の条件は、「企業の施工能力」の「同種工事の実績」の条件と同じです。
- 施工経験とは、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わった工事が対象です。それ以外の施工経験は対象外ですので、ご注意下さい。
- 同種工事の条件を満足することを確認できるCORINSの工事カルテの該当箇所の写し、またはCORINSの工事カルテで確認できない場合は、CORINSの工事カルテの写し、及び別途確認できる資料（契約図書において、同種工事であることが分かる設計書・図面等の写しなど）の添付が必要です。

以下に該当する場合、当該工事の実績は無いものとみなす、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。

- CORINSの写しが無い場合
- CORINSの工事カルテまたは別途資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合
- 監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わったことが確認できない場合
- 対象外の工事が記載されている場合 等

### ③ 社会貢献・地域貢献

「社会貢献・地域貢献」に関する評価項目は、3項目からなり、必須項目が2項目、選択項目が1項目となっています。

区分	適用	技術評価項目		配点 各型式 共通
		ix. 社会貢献 ・政策貢献	次世代育成・男女共同参画	
社会貢献・ 地域貢献	必須	障がい者雇用	0.5	
	選択	環境配慮型事業所	0.5	
		次世代育成・男女共同参画	0.5	
	必須	x. 災害対策協力企業	1	
		xi. 本店所在地	1	

#### ix. 社会貢献・政策貢献

本市より下表の3項目で「社会貢献優良企業」として認定されている者を優位に評価します。

評価 項目	評価内容		配点	配点区分	適用 回答様式
社会 貢献 ・ 政 策 貢 献	障 雇 が 用 い 者	公告日時点における、 ・障がい者雇用：一定の雇用率達成 ・環境配慮型事業所：ISO14001またはエコアクション21の認証取得企業 ・次世代育成・男女共同参画：行動計画策定、労使協定規定など 本市の社会貢献優良企業認定企業として認定された項目数により評価 ※1つ認定につき、0.5点付与（最大1.5点）	全型式 1.5点 (0.5点 ×3)	【4段階】 配点 A : 1.5点 B : 1.0点 C : 0.5点 E : 0点	必須 様式12
	環 事 業 配 所 慮 型				
	次 女 世 共 代 同 育 参 成 ・ 男	(JVの場合) ・構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする			

#### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- ・ 「本市の社会貢献優良企業認定通知書の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・ 「本市の社会貢献優良企業認定通知書の写し」の添付漏れ
- ・ 認定の事実を確認できない場合
- ・ 事実と異なる記載が判明した場合 等

## x. 災害対策協力企業

本市と防災活動に関する協定を締結している団体に所属し、災害発生時等に市と協力体制を確立して、防災活動を行う者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
災害対策協力企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度4月1日時点における、本市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属する企業について評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>A：該当する（協定締結から5年以上の団体所属）</li> <li>C：該当する（協定締結から5年未満の団体所属）</li> <li>E：該当しない</li> </ul> </li> </ul> <p>(JVの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li> </ul>	全型式 1点	【3段階】 配点の重み A : 1.00 C : 0.50 E : 0.00	選択 様式13

### 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 本市と防災対策に関する協定を締結している対象団体への「加入証明書の写し」の添付が必要です。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- 「加入証明書の写し」の添付漏れ
- 事実と異なる記載が判明した場合 等

## xi. 本店所在地

本店が本市内に所在し、また本市競争入札有資格者名簿に登載された期間が長い者を優位に評価します。

評価項目	評価内容	配点	配点区分	適用回答様式
本店所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>公告日において本市に本店を有し、かつ本市競争入札有資格者名簿への地場企業としての継続登載期間により5段階評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>A：本店所在かつ名簿登載期間30年以上</li> <li>B：本店所在かつ名簿登載期間20年以上30年未満</li> <li>C：本店所在かつ名簿登載期間10年以上20年未満</li> <li>D：本店所在かつ名簿登載機関2年以上10年未満</li> <li>E：本店所在かつ名簿登載期間2年未満、または本店所在せず</li> </ul> </li> </ul> <p>(JVの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする</li> </ul>	全型式 1点	【5段階】 配点の重み A : 1.00 B : 0.75 C : 0.50 D : 0.25 E : 0.00	必須 様式14

## 【留意点等】

評価にあたっての諸条件は各工事の「技術提案書提出説明書」で必ず確認して下さい。

- 本市競争入札有資格者名簿に登載された期間は、地場企業として継続して登載されている期間ですので、ご注意下さい。

以下に該当する場合、「E評価」とする、などの取り扱いとなりますので、十分留意して下さい。詳細は各工事の「技術提案書提出説明書」で確認。

- ・事実と異なる記載が判明した場合 等

## 3－（4）技術提案書の作成と提出

総合評価方式の対象工事に入札参加される場合、入札書のほか、設定された技術評価項目に基づき、「技術提案書」を提出していただくことになります。

以下に留意の上、「技術提案書」を作成し、提出して下さい。

### ◆ 「技術提案書」作成にあたって

- 技術提案書の作成にあたっては、個別工事の「設計図書」のほか、「入札説明書（総合評価方式 共通事項）」「入札説明書（個別事項）」「技術提案書提出説明書」を熟読し、工事内容、技術提案書作成条件等を確認して下さい。
- 特に、「技術提案書提出説明書」には、各技術評価項目の詳細な説明や減点措置となる事項など、留意点なども記載していますので、技術提案書作成前に十分確認して下さい。

「技術提案書」として提出を求める各様式は、基本的に提出が必須となります（任意提出となる一部様式を除く）。

必須様式の提出がない場合、欠格となりますので、十分留意して下さい。

## 4. 中立かつ公正な審査・評価の確保

### 4-（1）中立かつ公正な審査・評価の確保のために

#### ◆ 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価方式を実施するにあたり、最も重要なことは中立かつ公正な審査・評価が行われることです。

本市においては、総合評価方式実施の各段階において、中立の立場にある学識経験者に確認、意見聴取を行うとともに、評価業務を担う市職員による専門委員会を設置するなど、評価業務における恣意的要素の排除や不正防止の徹底を図った上で、中立かつ公正な審査・評価体制の確立を図っています。

本市の総合評価方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定めるとき、または、個別工事の落札者決定基準（技術評価項目、配点等）を定めるときは、品確法や地方自治法施行令第167条の10の2第4項により、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で決定することとされており、本市では、学識経験者で構成される「福岡市総合評価技術審査委員会」（以下「審査委員会」）を設置し、審査委員会の審議を経て決定することとしています。

また、審査委員会と連携して総合評価方式の適正かつ円滑な実施を図るため、市内部に「福岡市総合評価委員会」（以下「評価委員会」）を設置し、審査委員会の意見に基づき評価委員会にて評価業務を行います。

#### ■ 本市の総合評価方式における技術評価体制

##### 福岡市総合評価技術審査委員会（学識経験者）

「福岡市総合評価委員会」と連携し、

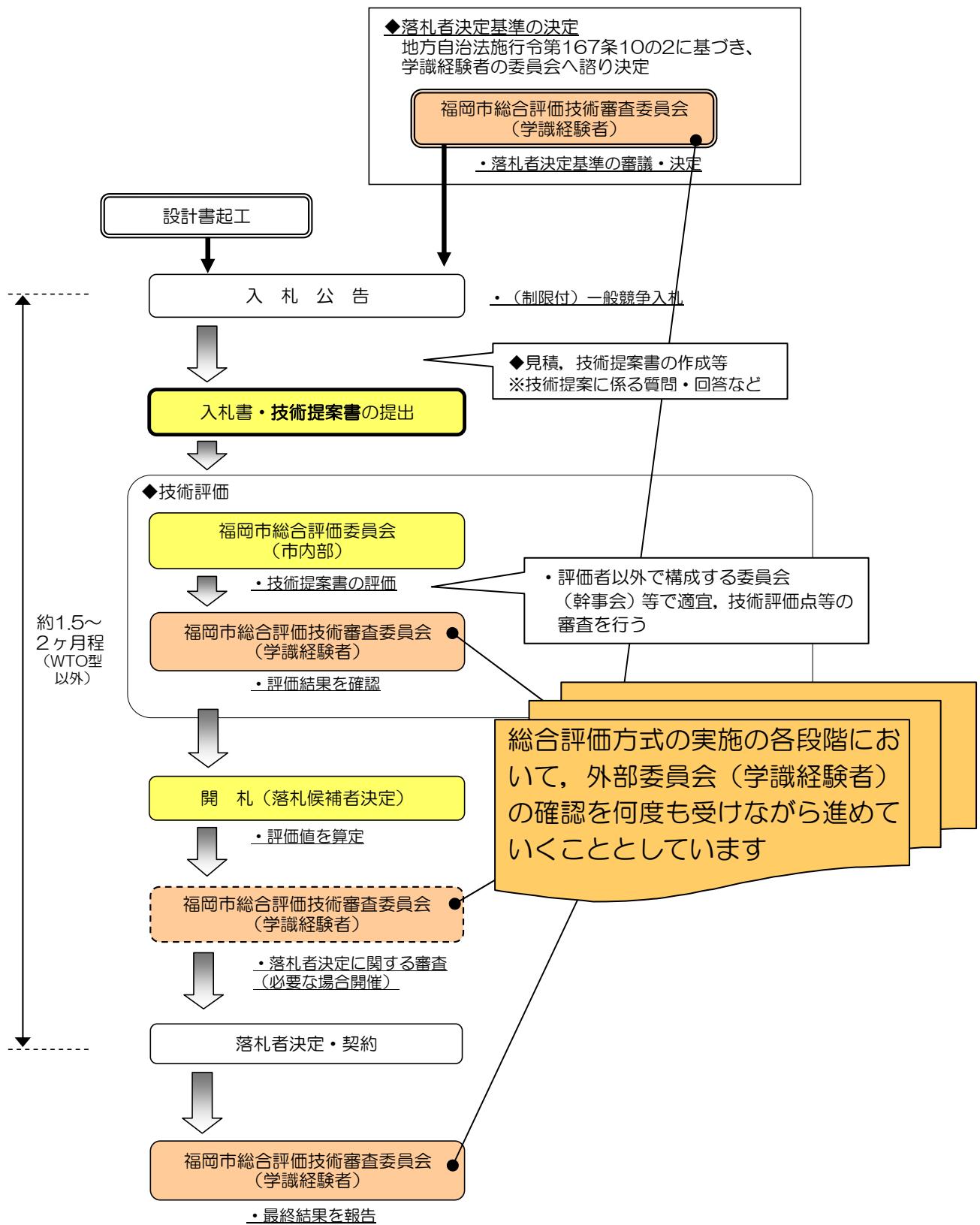
本市の総合評価実施方針や、個別工事の評価基準等に対する意見聴取を行う



##### 福岡市総合評価委員会（市内部）

- ・ 総合評価方式の実施方針（案）の審議
- ・ 個別工事の落札者決定基準（案）の審議
- ・ 個別工事の技術提案書の審査・評価
- ・ 技術提案不履行時のペナルティの決定
- ・ 技術評価に対する苦情申立の処理、実施上の問題処理

## ■ 個別工事の各段階における外部委員の審査等



## 4-（2）公正な評価の確保

総合評価方式は、技術評価が落札結果に影響することから、特に公正性の確保が不可欠です。

このため、「福岡市総合評価方式における公正な競争の確保に関する要綱」において、入札参加者の技術提案書の評価を公正に行うために、必要な事項を定め、これらを厳格に実施することにより、不正行為を排除し公正な競争の確保を図ることとしています。

### ① 秘密の保持

落札者決定基準作成から入札参加者の技術提案書の評価を経て、契約締結に至るまでの一連の業務に携わる本市職員は、以下に示す総合評価に関する情報について秘密を保持しなければなりません。

#### ◆ 保持する秘密

- 個別の技術提案書がどの企業のものか特定できる情報
- 入札参加者の技術提案書の内容
- 個別の提案項目の評価基準
- 技術評価委員名
- 落札者決定前における入札参加者に関する情報
- その他公正な評価を害し、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報

### ② 落札者決定基準

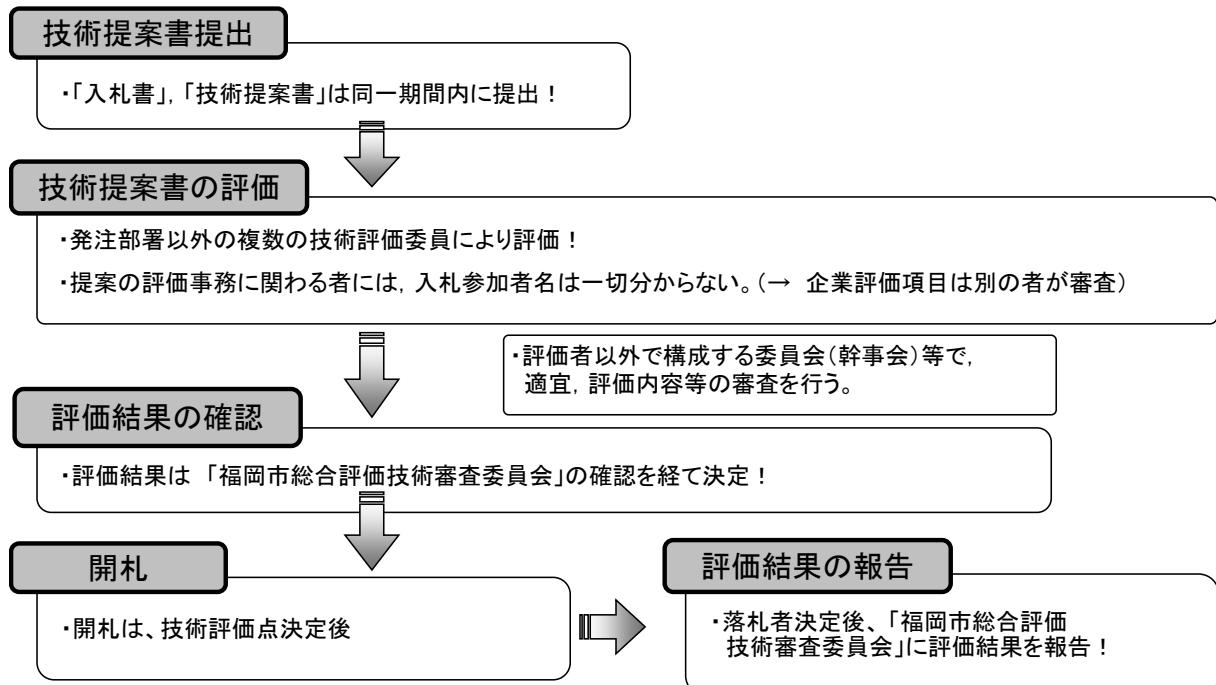
個別工事の落札者決定基準（技術評価項目、配点等）を定めようとするときは、中立の立場である学識経験者の意見を聞くものとし、落札者決定基準は、あらかじめ入札公告で明らかにするものとします。

### ③ 技術提案書の評価等

入札参加者の技術提案書の評価にあたっては、以下を徹底した上で業務にあたります。

#### ◆ 評価にあたって徹底すること

- 入札にあたっては、入札書と技術提案書は同一期間内の提出とし、開札は技術評価点の結果が出た後に行う。
- 技術提案及び施工上の提案（以下「提案」という。）の評価は、福岡市総合評価委員会の複数の技術評価委員が行う。ただし、対象工事の発注部署に所属する者は評価を行わない。
- 提案の評価は、企業名を伏せた技術提案書にて行う。  
(技術評価委員、その他提案の評価事務に関わる者は、参加企業名は分からない)
- 評価点の算出後、福岡市総合評価委員会（幹事会）等にて、審査を行い、入札参加者の技術評価点を確定する。
- 評価結果は、福岡市総合評価技術審査委員会（学識経験者）の確認を受ける。



#### ④ 不正な働きかけを受けた場合の対応

##### ■ 規程に基づく措置

総合評価に関する業務において、「不正な働きかけ」又は「不正な働きかけか判断に迷う要請」を受けた場合は、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づき、厳正に対処することとします。

##### ◆ 「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づく措置

不正な働きかけに関する事実を調査し公正職務審査委員会による審議の結果、不正な働きかけであると認定された場合、不正な働きかけを行った者に対して、次に掲げる措置を取ることがあります。

- 不正な働きかけを行ったことに対する抗議
- 不正な働きかけに関する刑事上の告訴又は告発
- 不正な働きかけが行われた事実及び相手方の氏名等の公表
- その他不正な働きかけに関して必要と認められる措置

##### ■ 入札参加資格の失格

不正な働きかけが行われたことが明らかとなった場合、不正な働きかけによって有利となる入札参加者はその資格を失うものとし、働きかけの内容を公表します。

##### ◆ 「福岡市総合評価方式における公正な競争の確保に関する要綱」第5条

- 不正な働きかけ等を受けた場合の対応

第5条 総合評価に関する業務に携わる職員は、総合評価に関する業務において、不正な働きかけ又は不正な働きかけか判断に迷う要請を受けた時は、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づき対応するとともに、福岡市総合評価委員会に報告するものとする。

2 総合評価に関する業務に携わる職員または福岡市総合評価技術審査委員会の委員に対して、不正な働きかけが行われたことが明らかとなった場合、当該働きかけによって有利となる入札参加者はその資格を失うものとし、働きかけの内容を公表する。

#### 4-（3）評価結果の公表

契約手続きの透明性を確保するため、技術評価項目や配点などの落札者決定基準等については、あらかじめ入札公告において明らかにするとともに、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表します。

##### ◆ 公表する事項

- 入札参加者名
- 各入札参加者の入札価格
- 各入札参加者の技術評価点（以下の区分により加算点内訳を公表）

評価区分		公表範囲
提案項目	技術提案	各項目の点数
	施工上の提案	各項目の点数
	地場企業の活用	各項目の点数
企業評価項目	企業の施工能力	合計点
	技術者の能力	合計点
	社会貢献・地域貢献	合計点

・「企業評価項目」の各項目の内訳は、入札参加者自身に限定して開示

- 各入札参加者の評価値

評価結果の公表は、本市契約担当部署での閲覧や本市HP上で行います。

#### 4-(4) 評価内容の詳細の開示

「技術提案」と「施工上の提案」に関しては、各提案の加点の有無や審査理由等を、当該技術提案書を提出した入札参加者自身に限定して開示します。

具体的には、各提案を審査した内容（P13～14に記載する「○、△、－、×」の判定とその理由）を開示することとします。

##### ◆ 開示するイメージ（参考：「技術提案」の場合）

（凡例）審査結果

○	追加提案（加点対象。履行義務あり）
△	着目点を踏まえているが、標準案の範囲に留まる（加点なし。実施可能）
－	着目点を踏まえていない、又は履行の具体性や実現性が不明確等（加点なし。実施可能）
×	採用できない（加点なし。実施不可）

評価項目①；〇〇について

提案	審査結果	審査理由等
(1)	○	
(2)	○	
(3)	－	関係者の了承が得られるか不透明
(4)	△	仕様書に規定する範囲内に留まる。
(5)	×	工事躯体の基本構造を変える提案であり、採用できない。

##### ◆ 開示するイメージ（参考：「施工上の提案」の場合）

（凡例）審査結果：（1）最も注意すべき事項

○	記載内容が妥当（加点対象）
×	記載内容が不適当（加点なし）

（凡例）審査結果：（2）具体的な対応策

○	追加提案（加点対象。履行義務あり）
△	「最も注意すべき事項」を踏まえているが、標準案の範囲に留まる（加点対象。履行義務あり）
－	「最も注意すべき事項」が不適当、又は「最も注意すべき事項」を踏まえていない、又は履行の具体性や実現性が不明確等（加点なし。実施可能）
×	採用できない（加点なし。実施不可）

評価項目①；「〇〇工」における品質管理について、工事目的物の品質確保の観点からの提案

区分	審査結果	審査理由等
最も注意すべき事項	○	
具体的な対応策	△	仕様書に規定する範囲内に留まる。

#### 4－（5）評価に係る問合せ等

「入札・契約の過程に係る苦情処理手続」に基づき、苦情申立を行うことができますが、この手続きによらずとも、技術提案等の評価に係る問合せを行うことができます。

評価に係る問合せは、入札結果の公表の日の翌日（落札者決定を行った日の翌日）から起算して2日（休日は含まない）以内に受付け、受付期限の翌日から起算して3日（休日は含まない）以内に回答します。

詳細については、入札説明書（総合評価方式 共通事項）をご確認下さい。

## 5. 提案内容の履行義務・保護

### 5-（1）提案内容の履行義務

総合評価方式においては、評価の対象となる技術提案等は落札者決定の要素のひとつであり、競争入札の公平性を確保するため、落札者は提出した技術提案等に基づき施工しなければならず、技術提案等に係る設計変更は原則として行いません。

契約の締結にあたっては、落札者の提案内容について契約上履行すべき事項である旨、契約図書に明示します。ただし、加点対象とならなかった提案内容については、この限りではありません。その場合においても、契約図書にその旨明示することになります。

### 5-（2）不履行時のペナルティ

履行義務のある落札者の提案内容について、もし落札者の責により履行できなければ、以下のようにペナルティが発生します。ペナルティの実施については、「福岡市総合評価委員会」等により決定します。

#### ◆ 提案不履行時のペナルティ

##### 【工事成績評定の減点】

- 工事成績評定から履行できなかった項目の配点数（満点）または得点数を減点

##### 【競争入札参加停止等】

- 不履行の内容等により、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行う。

##### 【違約金の徴収】

- 提案内容の重要度等により違約金を徴収する場合があり、違約金の算定は、以下の算式により行う。

$$\text{違約金（税抜き）} = A \times \left( 1 - \frac{(B+C_2)}{(B+C_1)} \right)$$

A : 入札価格      B : 標準点（100）

C<sub>1</sub> : 入札時の提案内容に基づく加算点

C<sub>2</sub> : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

- 計算の過程では、小数点第4位未満切り捨て。また円未満切り捨て

提案不履行なら「工事成績評定の減点」や「入札参加停止」、「違約金」等の措置を受けます。

## 5－（3）提案内容の保護

入札参加者の技術提案等については、提案内容が提案者の知的財産であることや、入札における競争性確保の観点から、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし、公開することはありません。

このため、契約図書に添付する技術提案等の資料についても、開示請求があつても公開することはありません。

### 【参考】技術提案の非公表について

- 品確法に基づき、平成17年8月26日閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」第2 3（2）により、『発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること』と規定されている。

各入札参加者の「提案内容」は開示しません（知的財産等のため）

また、入札参加者の技術提案等については、その提案内容が一般的に使用される状態になった場合は、その後の本市発注工事において無償で使用できるものとします。

ただし、技術提案書の提出時に、入札参加者より、工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を受け、かつ、それが認められた場合は、この限りではありません。

## 5－（4）技術者の配置

本工事における技術評価項目「技術者の能力」において、技術提案書に提示した配置予定技術者の中から1名を、本工事の入札説明書に基づき監理技術者として配置しなければならず、原則として途中交代はできません。

## 6. 試行運用について

### 一般土木・建築工事における試行運用について

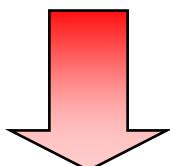
現在、予定価格1億円以上3億円未満の工事においては、基本的にⅡ型を適用していますが、平成26年8月1日以降の入札公告案件より、一般土木・建築工事において、原則I型を適用します。（下図参照）

#### 【留意点】

- 管2種の工事においては、一般土木と同様の運用とします。

### 現在の制度

区分	予定価格と型式・設問数の基本的な関係			
	WTO適用	3億円以上	1～3億円	1億円未満
一般的な工事	WTO型 提案4問	I型 提案1～3問	II型	
技術的工夫の余地が大きい工事		I型 提案2～4問	I型 提案1～2問	III型を基本



### 試行運用の制度（H26.8.1～）

区分	予定価格と型式・設問数の基本的な関係			
	WTO適用	3億円以上	1～3億円	1億円未満
一般的な工事	WTO型 提案4問	I型 提案1～3問	I型 提案1～2問（※）	
技術的工夫の余地が大きい工事		I型 提案2～4問	I型 提案2～3問	III型を基本

（※）技術的工夫の余地が小さい工事については、II型を適用する。

## 7. その他

### 入札公告時に提示する総合評価関連資料について

総合評価方式による一般競争入札を行う場合、通常の入札公告時にも提示される入札説明書などの他に、総合評価方式特有の資料として、以下の資料も提示されます。

#### ◆ 総合評価方式特有の資料

- ① 技術提案書提出説明書
- ② 技術提案書提出様式（提案項目 関連）excel 形式
- ③ 技術提案書提出様式（企業評価項目 関連）excel 形式
  - ・その他（注意事項など）

このうち、①については、「技術提案書」作成・提出にあたっての諸条件等が示されており、中には、欠格やペナルティとなる事項についても記載されていますので、熟読した上で、「技術提案書」作成にあたって下さい。

なお、②、③については、「技術提案書」提出様式となります。提出部数は、②に係る様式が各4部、③に係る様式が各2部などとなります。詳細は入札公告時に提示する資料をご確認下さい。

上記①～③の資料は工事によって諸条件等内容が異なります。

入札参加時には、必ず、当該工事の入札公告時に提示する資料を確認するようにして下さい。

#### ◆ 総合評価方式に関する問合せ等は…

担当課：福岡市 財政局 技術監理部 技術企画課 企画係  
TEL：092-711-4903  
E-mail：[gijutsukikaku.FB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:gijutsukikaku.FB@city.fukuoka.lg.jp)

#### ◆ 入札契約手続き全般に関する問合せ等は…

担当課：福岡市 財政局 財政部 契約監理課 調査・指導係  
TEL：092-711-4185